

松江市再生可能エネルギー発電事業の適正な設置及び管理に関する条例（仮称）案の骨子

項目	内容
1 目的	再生可能エネルギー発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去に関して必要な事項を定めることにより、災害の防止、松江固有の歴史文化、景観、自然環境及び生活環境を保全することを目的とする。
2 基本理念	宍道湖、中海及び日本海沿岸をはじめとする優れた水辺景観と美しい自然及び城下町として培われた歴史的文化的遺産が織りなす松江固有の景観、島根半島・宍道湖中海ジオパークをはじめとする松江市の美しい自然環境及び良好な生活環境は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものであり、市民共通のかけがえのない財産として、保全及び活用が図られなければならない。
3 定義	この条例において、定義は下記のとおり。 ① 再生可能エネルギー発電設備…太陽光発電設備、風力発電設備 ② 発電事業…再生可能エネルギー発電設備（以下「発電設備」）の設置若しくは増設を行う事業。発電設備を用いて発電を行う事業 ③ 事業者…発電設備を設置する者および事業の施工を請け負うすべての者 ④ 事業区域…事業の用に供する土地の区域 ⑤ 土地所有者等…事業区域の土地所有者、占有者、管理者 ⑥ 地域住民等…下記のとおり。 ア 事業区域に隣接する土地所有者等 イ 事業区域の土地境界から水平距離300m以内の土地所有者等 ウ 事業区域の自治会の代表者、自治会の区域に居住する者 エ その他市長が必要と認める者
4 適用範囲	発電出力10kW以上の発電設備を用いた発電事業。ただし、下記を除く。 ① 建築基準法に規定する建造物に設置する発電事業 ② 国または公共団体が設置する発電事業
5 市の責務	この条例の目的及び基本理念にのっとり、条例が適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じる。
6 事業者の責務	関係法令及びこの条例を遵守すること。 ① 災害を防止し、歴史文化、景観、自然環境、生活環境に十分配慮すること。地域住民等との良好な関係の保持に努めること。 ② 計画的な資金の積み立てにより、下記の費用を確保すること。 ア 設置に要する費用 イ 維持管理に要する費用 ウ 損害保険金の支払いまでに要する被災者向けの一時費用 エ 撤去・廃止に要する費用 ③ 発電設備の事故または災害による措置に充てる費用について、損害保険の加入に努めること。 ④ 発電設備の常時監視及び異常発生時の緊急体制の構築を図ること。 ⑤ 発電事業にともなって生じた苦情もしくは紛争、事故や災害が発生したときは、事故の責任において誠意をもって解決すること。再発防止のための措置を講じること。
7 市民の責務	この条例の目的及び基本理念にのっとり、市の施策及び条例に定める手続の実施に協力するよう努めること。
8 土地所有者等の責務	① 第三者に貸し付けようとするときは、事故等の発生を助長し、歴史文化、景観及び自然環境等を損なうおそれのある事業者に対して、事業区域を使用させないよう努めること。 ② 土地所有者等においても法令を遵守し、土地の管理に努め、発電事業終了後は撤去及び原状回復状況を確認するよう努めること。

松江市再生可能エネルギー発電事業の適正な設置及び管理に関する条例（仮称）案の骨子

項目	内容
9 禁止区域	① 災害の防止、財産の保護、歴史文化及び景観の維持、自然環境の保全のため、下記の区域（以下「禁止区域」）で発電事業を行ってはならない。 ア 砂防法第2条により指定された砂防指定地 イ 森林法第25条第1項により指定された保安林 ウ 地すべり等防止法第3条第1項により指定された地すべり防止区域 エ 急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律第3条第1項により指定された急傾斜地崩落危険区域 オ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項により指定された土砂災害特別警戒区域 カ 河川法第6条第1項により指定された河川区域 同法第54条第1項により指定された河川保全区域 同法第56条第1項により指定された河川予定地 キ 農地法第4条第6項第1号イ及びロに掲げる農地（営農型太陽光発電を除く） ク 文化財保護法第27条第1項により指定された重要文化財（建造物のみ）の存する区域 同法第57条第1項により登録された有形文化財（建造物のみ）の存する区域 同法第109条第1項により指定された史跡、名勝または天然記念物の存する区域 ケ 島根県文化財保護条例により指定された県指定有形文化財（建造物のみ）の存する区域 同条例第31条第1項により指定された県指定史跡名勝天然記念物の存する区域 コ 松江市文化財保護条例第4条第1項により指定された市指定文化財（有形文化財は建造物のみ）の存する区域 サ 松江市景観条例第7条第1項により定められた景観計画重点区域 シ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項により指定された特別保護地区 ス 島根半島・宍道湖中海ジオパークのジオサイト セ ラムサール条約登録湿地 ② 市長は、禁止区域を変更し、または解除することができる。
10 事前協議	① 事業者は、発電事業の許可申請をする前に、市長と協議すること。 ② 市長は、協議があったときは必要な助言または指導を行うことができる。 ③ 事前協議が終了したときは、その旨を通知する。
11 地域住民への説明	① 事業者は、地域住民等へ説明会を開催し、結果を市へ報告すること。 ② 事業者は、地域住民等からの質問に誠実に回答し、意見の申出があったときは、可能な限り尊重し、発電事業への理解を得ることに努めること。 ③ 事業者は、説明会実施後、地域住民等から再度説明の依頼があったときは、十分な話し合いの機会を設けること。
12 協定の締結	① 事業者は、地域住民等から要望があったときは、協定を締結すること。 ② 市長は、協定の内容について、事業者及び地域住民等へ助言を行うことができる。 ③ 協定を締結したときは、写しを市へ提出すること。 ④ 発電事業を第三者へ譲渡・貸し付けするときは、協定の効力を承継させること。
13 同意	事業者は、下記の者から同意を得ること。 ① 事業区域の土地所有者等（土地所有者等が事業者のとき以外） ② 事業区域に隣接する土地所有者等（隣接土地との間に幅員4mを超える道路・河川があるときは除く） ③ その他市長が必要と認める者
14 設置許可	① 事業者は、発電事業を実施するときは、市長の許可を受けること。 ② 下記に該当するときは許可をしない。 ア 土地所有者等からの同意が得られていないとき。 イ 事業計画の内容が許可基準に適合していないとき。 ウ 関係法令・条例・ガイドラインに違反しているか、違反していると判断する事由があるとき。

松江市再生可能エネルギー発電事業の適正な設置及び管理に関する条例（仮称）案の骨子

項目	内容
15 変更許可	① 事業者は、発電事業の事業計画を変更しようとするときはあらかじめ市長と協議し、市長の許可を得ること。ただし、軽微な変更の場合を除く。
	② 軽微な変更をしたときは、その旨を市長に届け出ること。
	③ 事業計画を変更しようとするときは、下記を準用する。 ア 地域住民等への説明 イ 協定の締結 ウ 土地所有者等の同意 エ 発電事業の許可
16 標識の設置	① 事業者は、許可を受けた日から7日以内に、道路等から見えやすい場所に標識を設置すること。
	② 標識の内容に変更があったときは、速やかに変更後の標識を設置すること。
	③ 事業者は、標識を設置したとき、または内容を変更したときは市へ届け出ること。
17 着手届	事業者は、設置工事に着手するときはあらかじめ市へ届け出ること。
18 完了届等	① 事業者は、設置工事を中止・再開・完了したときは市へ届け出ること。
	② 完了届があったときは許可内容と適合するか確認し、適当と認めるときは事業者へその旨を通知する。
	③ ②の通知を受理するまでは、発電設備の運転を開始してはいけない。
19 維持管理	① 事業者は、災害の防止、良好な景観及び自然環境等の保全に支障が生じないように、発電設備や事業区域を安全かつ良好な状態に維持管理すること。
	② 事業者は、事故または災害で発電設備の損壊が発生し、周辺地域に損害を与えたとき等は直ちに状況を確認すること。あわせて、速やかに市へ報告し、地域住民等に説明すること。
	③ ②が発生したときは直ちに必要な措置及び安全対策を行うこと。あわせて、結果を市へ報告し、地域住民等へ説明すること。
20 定期報告	事業者は、毎年度下記の事項について市へ報告すること。
	① 前年度の事業区域及び発電設備の維持管理状況
	② 前年度の発電事業の運営状況
	③ 発電設備の撤去のための費用の積立状況
21 地位の承継	① 事業者は、譲渡・合併・分割によって地位を承継しようとするときは、地位を承継する前に市長へ届け出ること。ただし、届出後に変更があったときはその旨を市へ報告すること。
	② 事業者は、相続によって地位を承継したときは30日以内に市へ届け出ること。
	③ 地位を承継した者は、この条例を遵守すること。
	④ 事業者は、地域住民等へ地位の承継に関する説明会を開催すること。
22 事業の廃止	① 事業者は、発電事業を廃止する30日前までに市へ届け出ること。
	② 廃止したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づいて適切に処理すること。発電設備の撤去が完了したときは、市へ届け出ること。
	③ 撤去完了の届出があったときは、市が現地確認を行う。
23 許可取消	下記のいずれかに該当するときは許可を取り消すことができる。
	① 偽り等不正な手段によって許可や変更の許可を受けたとき。
	② 許可日から1年を経過した日までに設置工事に着手しなかったとき。
	③ 変更の許可を受けないで変更したとき。
24 報告の徴収	① 市長は、事業者が発電事業に関する報告または資料提出を求めることができる。
	② ①の内容を求められたときは速やかに報告すること。

松江市再生可能エネルギー発電事業の適正な設置及び管理に関する条例（仮称）案の骨子

項目	内容
25 立入調査	① 事業所や事業区域に立ち入り、発電事業に関することについて調査し、発電事業の関係者に質問することができる。
	② 立入調査をする職員は身分証明書を携帯し、発電事業の関係者から請求があったときは提示すること。
	③ 立入調査は犯罪捜査のために認められたものと解釈してはいけない。
	④ 事業者は、正当な理由があるとき以外は立入調査に協力すること。
26 助言及び指導	市長は、災害の防止又は歴史文化・景観・良好な自然環境等の保全のために必要があるときは、事業者に助言または指導することができる。
27 勧告	① 市長は、事業者がこの条例を遵守しないときは、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。
	② 事業者は、勧告を受けたときは改善の結果を速やかに市へ報告すること。
28 公表	① 事業者が勧告に従わないときは、事業者の氏名及び住所・勧告内容を公表する。
	② 市長は、公表しようとするときは、事業者へその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。
29 国・県への報告	公表したときは、公表内容・公表の事実を国及び県へ報告する。
30 委任	この条例の施行に関して必要な事項は規則で定める。

附則

附1 施行期日	令和7年6月1日（予定）
附2 経過措置	① この条例は、施行日以降に着手する発電事業に適用する。
	② この条例を施行するとき、既に設置または設置工事に着手している発電設備（以下「既存設備」）について、施行日以降に変更しようとするときは、この条例に基づいて変更の許可を受けること。
	③ ①に関わらず、下記の内容はこの条例の適用範囲に該当する既存設備の発電事業に適用する。 ア 事業者の責務 イ 維持管理 ウ 定期報告 エ 地位の承継 オ 事業の廃止 カ 報告の徴収 キ 立入調査 ク 助言及び指導 ケ 勧告 コ 公表 サ 国・県への報告
	④ 既存設備の増設により、この条例の適用範囲に該当することとなるときは、①に関わらず、この条例に基づいて変更の許可を受けること。